３枚目

22　無線局の区別					
23　発射する電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　１、11及び22の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載し、無線標定移動局について第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条の２第６項及び第25条第７項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

［削る］

２　［略］

３　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、通信の相手方となる無線局が同じであつて、製造番号及び適合表示無線設備の番号を除き、工事設計の内容を同じくする装置の場合は、一括して記載することができる。また、次の表に掲げる無線航行陸上局については装置名に該当する記号を、当該欄の装置名の部分に記載すること。

［様式略］

４　３の欄は、航空局に限り、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

５　４の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局（ラジオ・ブイの無線局を除く。）及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図を添付すること。ただし、設備規則第45条の12の６第４号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。

［(1)・(2)　略］

注１　※印を付けた欄は、記載しないこと。

２　１及び21の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。無線標定移動局について第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条第５項及び第25条第５項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

３　［同左］

４　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則、装置ごとに記載すること。なお、通信の相手方となる無線局が同じであつて、製造番号及び技術基準適合証明番号を除き、工事設計の内容を同じくする装置の場合は、一括して記載することができる。また、次の表に掲げる無線航行陸上局については装置名に該当する記号を、当該欄の装置名の部分に記載すること。

［様式同左］

５　３の欄は、航空局に限り、コード表により該当するコードを記載すること。

６　４の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局（ラジオ・ブイの無線局を除く。）及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図を添付すること。ただし、設備規則第四十五条の十二の六第四号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。

［(1)・(2)　同左］